

都市計画提案の流れ

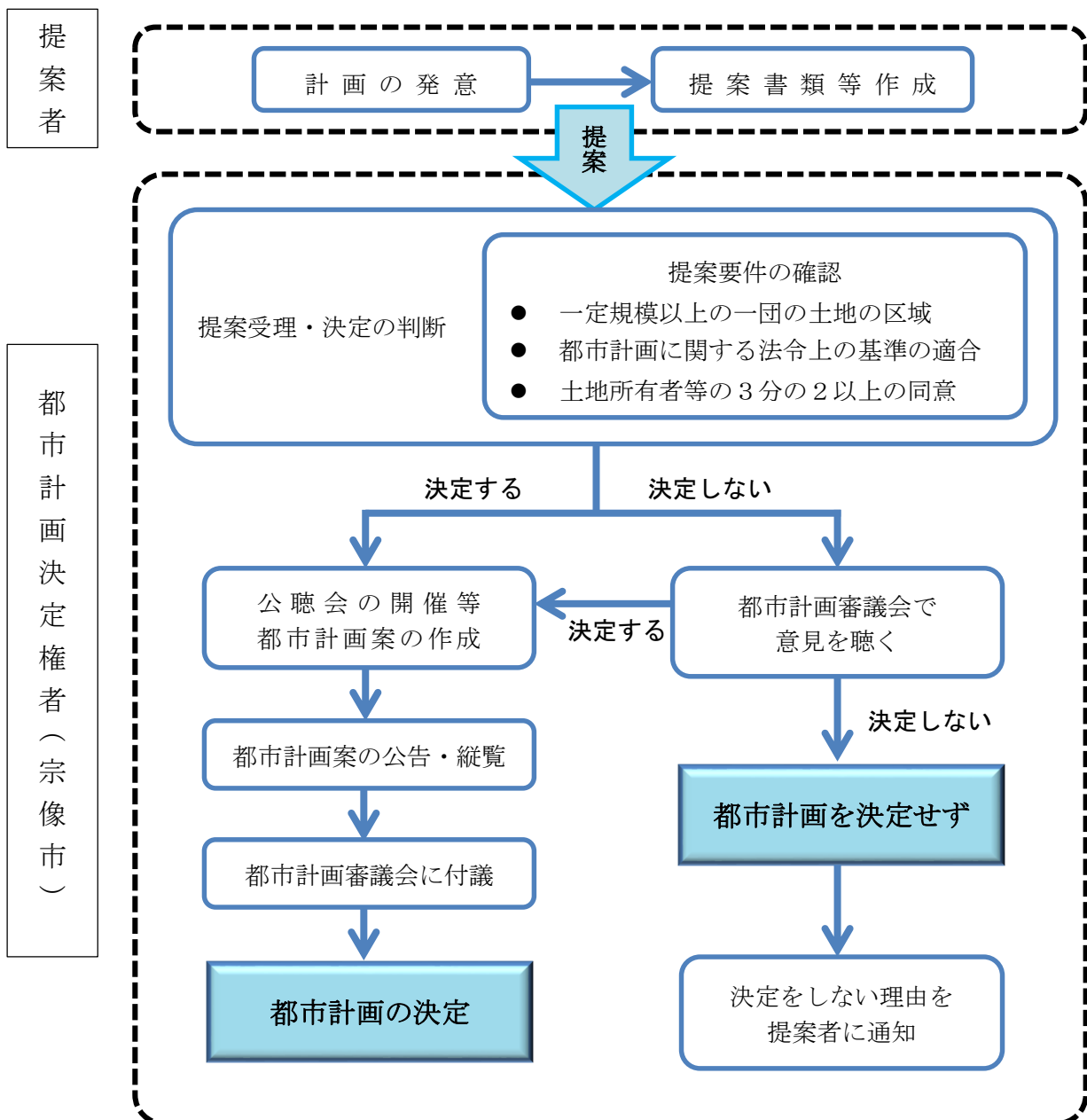
● 都市計画提案制度とは

都市計画提案制度とは、まちづくりに関する地域の取組みなどを都市計画に反映し、まちづくりや都市計画に対する市民の主体的、積極的な参加を促進するため、土地所有者やまちづくりNPO法人などが、都市計画を定める福岡県や宗像市に対し、一定の条件を満たしたうえで都市計画の決定や変更に関する提案を行うことができる制度。

都市計画の指針となる「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などのマスタープランを除き、地区計画など全ての都市計画に関して提案することが可能。

(根拠法令：都市計画法第21条の2)

● 都市計画提案に関する手続きの流れ



● 提案要件の確認

	要 件	提案の内容
1	提案者は、土地所有者、まちづくりNPO等であること	土地所有者
2	提案する区域は、0.5ha以上の一団の土地であること	約1.6ha
3	都市計画に関する法令上の基準に適合すること	当該都市計画提案は、現在定められている用途地域等の都市計画に、新たに建築物の用途、垣又はさくの構造の制限を定めることで、さらに良好な環境の住宅地を形成しようとするものであり、法令上の基準に適合している。
4	区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意があること	同意あり（下表参照）

（土地所有者等の同意状況）

土地所有者等	区分	総数（人）	同意者数（人）	同意の割合
	所有権	34.00	24.50 （ 29.00 ）	72.06% （ 85.29% ）
	地上権	0.00	0.00 （ 0.00 ）	
	賃借権	0.00	0.00 （ 0.00 ）	
	合計	34.00	24.50 （ 29.00 ）	72.06% （ 85.29% ）
面積	区分	総数（㎡）	同意面積（㎡）	同意の割合
	所有権	13,604.67	9,089.51 （ 11,109.60 ）	66.81% （ 81.66% ）
	地上権	0.00	0.00 （ 0.00 ）	
	賃借権	0.00	0.00 （ 0.00 ）	
	合計	13,604.67	9,089.51 （ 11,109.60 ）	66.81% （ 81.66% ）

（ ）内は土地所有者等に確認がとれず、親族及び居住者から得た同意を含む